

2018年度杉並区予算編成に対する要望について

杉並区長 田中良殿

2017年9月27日

日本共産党杉並区議団

この間、安倍首相は様々な分野で深刻な暴走政治を加速させています。今年5月3日には、日本国憲法を改悪し、第9条に自衛隊を明記することを宣言しました。安保法制=戦争法が強行されたもと、日本が再び「海外で戦争をする国」に変貌することになり、許されません。

一方、暮らしの面では安倍政権がいう「戦後2番目に長い景気拡大」という実感は区民ではなく、大企業の利益は内部留保にしか回らないため、所得は増えていません。そればかりか、消費税増税や社会保険料の負担増が国民に追い打ちをかけており、消費も低迷した状態が依然として続いています。これでは大企業が潤っても、国民の暮らしは上向くはずはありません。

今、杉並区に求められているのは、国の悪政からの防波堤となり区民生活を守る姿勢です。

しかし、田中区政は防波堤どころか、豊かな財政力を誇りながらも区民の暮らしの実態に目を向けることなく、国による増税負担増路線を追認しています。加えて、「区立施設再編整備計画」などで、区民の声を聞かず、区立施設を次々と廃止・削減し、各地で深刻な事態を招いています。

今こそ、田中区政の区民無視の区政運営を改め、杉並区自治基本条例に定める住民が「参画」し「協働」する区政を目指し、豊かな財政力が区民生活の安定と福祉の向上に寄与するよう各施策を展開することを強く求めます。

日本共産党杉並区議団は、来年度予算編成にあたり、区民の暮らしを守るために盛り込むべき要望を取りまとめました。

以下に取りまとめた要望について、杉並区が一つ一つを真摯に受け止め、実現に向けて力を尽くすよう強く求めます。

【重点施策】

1. 憲法に違反する安全保障関連法の廃止を国に求める。自衛隊の海外での軍事作戦への任務拡大を止めよう求める。
2. 社会保障費を徹底削減する「骨太の方針」と消費税10%増税の中止を求める。年金基金の株式運用の拡大を改め、株価つり上げのために高リスクの投機的運用を止めるよう求める。
3. 原水爆禁止署名運動発祥の地としてのイニシアチブを發揮し、世界に核廃絶と平和を呼びかけ、日本政府や核保有国を含むすべての国の政府に核兵器禁止条約に参加するよう求める。
4. 経常収支比率や財政のダムに固執した財政運営を止め、区民生活と福祉向上を最優先する財政運営に切り替えること。
5. 区民サービスの低下につながっている「区立施設再編整備計画」は、白紙撤回すること。
6. あんさんぶる荻窪の財産交換は中止すること。
7. 区立施設の使用料を引き下げ、団体割引制度を復活させること。
8. 「地域防災計画」を抜本的に見直し、耐震化、不燃化の促進など、被害を最小限に食い止める予防重視の震災対策を強化すること。災害時要援護者対策を強化すること。
9. 介護保険制度改革による影響を緩和するための施策を実施すること。介護報酬を引き上げ、事業が成り立つ介護報酬に改善するよう国に強く要望すること。
10. 地域包括ケアの実現に向け、在宅介護の限界点を引き上げるための介護基盤を整備し介護サービスを充実させること。
11. 特別養護老人ホームやグループホーム等の介護施設整備促進など、誰もが必要な介護を受けられるようにすること。特に、緊急度の高いAランクの特養ホーム待機者はただちに入所できるようにすること。
12. 後期高齢者医療制度の廃止と低所得者に対する保険料特例軽減措置を廃止しないよう求める。70~74歳の医療費負担増の撤回を要求し、75歳以上の医療費無料化を国に訴え、区としても検討すること。
13. 障害者自立支援法違憲訴訟団との「基本合意」と「骨格提言」の完全実現に向け、障害者総合支援法の見直しを国に求める。
14. 高齢障がい者の介護保険制度優先を改めるよう国に求める。
15. 障がい種別に応じたグループホーム（体験型含む）、ケアホーム、ショートステイを増設すること。
16. 移動支援事業について、障がい者本人と家族の意向に応じて利用できるよう拡充すること。
17. 認可保育所を増設し、待機児童解消を図ること。その際、積極的に民有地を確保し、区立施設の乱暴な転用による用地確保を止めること。
18. 保育園や障がい者施設など福祉施設は公設公営を貫くこと。区立保育園の民営化方針を撤回すること。
19. 区内における民間事業者の保育施設整備の際に、「保育の質」を確保するために保育士確保には区が責任を負うこと。区独自に保育士への直接待遇補助金等の待遇改善事業を実施すること。
20. 国、都、区の未利用公有地を民間売却することなく適切に活用し、特養ホームや認可保育所、

障がい者施設など施設整備を促進すること。

21. 児童館施設を維持・運営すること。
22. 高すぎる国民健康保険料を引き下げるために、国に対しては国庫支出金の割合を抜本的に高めるよう求め、東京都に対しても財政支援を強化するよう求める。広域化された場合でも、保険料の引き上げを抑えるために、法定外繰り入れを継続すること。
23. 引き下げられた生活扶助や住宅扶助及び冬季加算の基準を元に戻すとともに、老齢加算を復活するよう国に申し入れること。「就労しない受給者」の保護費削減や母子加算の引き下げなど、生活保護制度を改悪しないよう国に求める。
24. 子どもの貧困の実態を区として把握すると共に、就学援助の拡充、子ども食堂や無料塾などの取り組みを支援すること。
25. 区営住宅、高齢者住宅の増設、民間住宅家賃助成の実施など住宅諸施策を進めること。
26. 公契約条例をつくること。
27. 「産業振興計画」の改定にあたっては、小規模企業振興基本法の理念を踏まえ、個店への直接支援など、自治体の役割を明確にした内容にすること
28. 「住宅リフォーム助成制度」「商店街リニューアル助成制度」(両制度とも施行は区内業者限定)を新設すること。
29. 外かく環状道路計画・「外環の2」計画は撤回・廃止するよう国と都に申し入れること。
30. 東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）を見直すよう求める。
31. 「原発ゼロ」と再生可能エネルギーへの転換を国に求めること。区としても再生可能エネルギーの普及に努めること。
32. 米海兵隊垂直離着陸機オスプレイの配備・飛行を中止するよう国に求める。
33. 沖縄県民の民意を無視した辺野古新基地建設と東村高江でのヘリパッド（着陸帯）建設の工事を中止するよう国に求める。沖縄県の自治権を不当に侵害している日本政府に対し、地方行政の普遍的な地方自治を尊重するよう求める。
34. 原水爆禁止署名運動発祥の地としてのイニシアチブを發揮し、世界に核廃絶と平和を呼びかけ、核保有国を含むすべての国の政府に核兵器禁止条約の交渉を開始するよう求める。
35. 30人学級の実施を国と都に働きかけること。
36. 「小中学校適正配置基本方針」は撤回し、「小中一貫教育」の名前で学校統廃合を現場に押しつけないこと。
37. 高円寺地域の小中一貫校計画を直ちに中止すること。また、建設業者による住民への盗撮、監視などの人権侵害行為の事実を認め、二度と繰り返させないこと。住民への恫喝訴訟を取り下げるよう区が仲介すること。
38. 「杉並第一小学校等施設整備方針」については、地域を象徴する緑の保全や市民プールの設置、学校跡地への商業施設の建設見直しなどを求める声が地域から上がっており、再検討すること。

【個別要求事項】

1. 区民本位の区政運営で自治を発展させ、非核・平和の杉並を

(行財政運営)

1. 国や都の補助金などの改善と財政自主権を確立すること。大企業の道路占用料の引き上げなどで財源を確保すること。
2. 都区財政調整にあたっては収入額に応じて需要額を決める算定方式は中止し、各区の需要額に応じた財政調整を求めること。
3. 法人税の一部国税化を止めるよう国に求めること。
4. 産業融資制度など財政調整対象事業を拡大すること。
5. 指定管理者制度は今後導入しないこと。

(区民サービス、区民施設)

6. 戸籍事務や国保事務など業務委託は止めること。
7. 区民事務所の統廃合をやめ、行政サービスの拡充につとめること。
8. 各種審議会等は公開し、区民からの公募委員をひろげ、女性委員の比率を高めること。
9. 区有未利用地は要綱にもとづき区民に開放すること。
10. 旧若杉小跡地の本格活用については、住民と十分に協議し進めること。
11. 各集会施設は女性の利用を促進するため、託児室を設け、保育士派遣制度を創設すること。
12. プライバシーを侵害する区民センター等のモニターテレビは撤去すること。
13. セシオンホールを区民が利用する際、求めに応じて照明・音響技師を配置できるようにすること。
14. 公会堂、座・高円寺（芸術会館）は区民が利用しやすいよう使用料を引き下げるここと。
15. 公会堂の使用は区立学校を優先すること。
16. 低所得者に対し、葬祭場利用への助成をすること。
17. 駅前事務所に駐輪場を設置すること。
18. 「広報すぎなみ」の全戸配布体制を構築し、区の重要施策を丁寧かつ継続的に掲載するなど紙面の充実を図り、広報機能を拡充すること。
19. パブリックコメントを実施する際、区民周知を徹底し区内全域での説明会を開催すること。
20. 区ホームページについて
 - ① 閲覧者アンケート等を活用し、より使いやすくなるようつとめること。
 - ② 旧ホームページで掲載されていた27年度以前の「区からのお知らせ」を閲覧可能とすること。
 - ③ DVD貸出が行われている広報ビデオなど、以前に作成された動画についても閲覧可能とするようYouTubeに登録すること。

(職員施策)

21. 区民サービスを低下させる職員削減は止め、とりわけ住民福祉に直結するような部門とそれに必要な職員数は十分に確保すること。
22. 能力給制度を中止すること。
23. 残業は原則として行わないような体制にすること。

24. 管理職の残業・休日出勤の時間についても把握すること。
25. 健康診断の全職員受診を徹底すること。職員へのメンタルケアの体制を強化すること。
26. 有給休暇や育児休暇、生理休暇など制度的休暇の取得可能な体制をとること。
27. 職員食堂を復活させ・休憩室の拡充など、福利厚生施設を充実すること。
28. 非正規雇用の賃金引上げ、雇用の安定をはかること。
29. 民間委託・民営化にあたって、労働者への賃金未払いなどの問題が起きた際に、区の責任を明確にすること。

(平和施策)

30. オーストラリアウイロビー市と韓国ソチョ区にたいして原爆の非人道性に関する資料を提供し、企画展などを共同開催すること。
31. 杉並区平和都市宣言の一層の普及をはかり、戦争と平和展、平和副読本や被爆者体験集発刊などの事業を実施すること。
32. 小中学校で平和授業を行うこと。また、記録動画の一部をD V Dなどで保存すること。
33. 区民が行う平和事業を積極的に後援すること。
34. 非核三原則の法制化を国に要望すること。
35. 東京都に対し「非核都市宣言」を行うよう求めること。
36. 横田基地をはじめ首都圏の米軍施設・空域の撤去と米軍再編強化に反対することを国に求めるこ
- と。
37. 憲法違反の自衛隊員募集事務を返上し、自衛隊入隊の壮行会は行わないこと。
38. 米軍や自衛隊による自治体への介入を拒み、訓練等による区庁舎、施設の使用をむやみに認めな
- いこと。
39. 区内各所で保存されている戦時中の資料や体験談等を収集・展示することができるよう、平和資
- 料館もしくは郷土博物館等での常設の平和資料室等を設置すること。
40. 2016年から始まったヒバクシャ国際署名について、杉並区として積極的に推進すること。
41. 被爆者見舞金を増額すること。
42. 被爆二世の会「おりづるの子」の支援を行うこと。

(選挙)

43. ビラや広報車両、駅頭宣伝等による選挙前、選挙中の広報活動を抜本的に強めること。
44. 高齢者、障がい者のために選挙投票所の出入り口の段差解消などバリアフリー化を完全実施すること。
45. 候補者名掲示を拡大し、記載台や校門から投票所までの照明を改善すること。
46. 選挙の公営掲示板の設置場所を増設し、住民多数の見える所に設置すること。
47. 多くの区民が投票しやすいよう期日前投票所を増設すること。また駅前広場等に投票所を設置すること
48. 選挙管理委員会と教育委員会が協力して主権者教育を推進すること。
49. 衆議院選挙の小選挙区割が変更になったことについて該当地域に周知徹底を図ること

2. 区民のくらし・雇用・営業を守るために

(くらしをまもる施策)

50. 個人の住宅や中小企業の事業用土地にかかる固定資産税・相続税の軽減を国と都に求めること。
また、現在行われている取引価格方式を改め、収益還元方式にすることを求めるこ。
51. 収益還元方式が実現するまでにも、二百平方メートル以下の住宅にかかる固定資産税については、評価額を引き下げ、負担を軽減すること。相続税については、同様の軽減措置をとると同時に、住みつづけるかぎり納税の猶予を、国と都に求めること。
52. 「雇用とくらしの相談窓口」を設置すること。
53. 税や健康保険料の減額免除の手続きが一度で行えるようワンストップの窓口を設置すること。
54. 応急小口資金、各種生活福祉資金の限度額の引き上げなど、利用者の立場にたった貸付け条件の改善・緩和をはかること。
55. 非課税世帯に確定申告を勧めるようアナウンスを行うこと。
56. 産業融資金の限度額引き上げなど貸付け条件の緩和、利子補給の増額など充実をはかること。

(就労支援)

57. 就労支援センターの機能拡充を行うとともに、就職活動における交通費補助など若年者の就労支援事業を強化すること。
58. ひきこもり対策として、社会参加のきっかけとなる就労体験事業、ボランティア活動など、きめ細やかな支援を拡充すること。
59. シルバー人材センターや高齢者事業団など就労支援に取り組む団体への支援を強化すること。区の仕事の発注を増やすこと。
60. ブラック企業・ブラックバイトの根絶にむけ、法令順守の普及啓発活動を推進すること。

(商店街振興・中小業者)

61. 小規模企業振興基本法に基づいて地元業者や専門家を交えた審議会をつくり、小規模企業の支援を推進すること。
62. 商品券を区と杉商連が共同発行し、積極的活用をはかること。
63. プレミアム付区内共通商品券の発行を復活させること。
64. 「元気出せ商店街」事業の補助金、事業者数の増加を都に要望すること。
65. 商店街活性のために、広告・チラシ作成などについても、イベント費用と同様の助成を行うこと。
66. 商工相談員の増員と商工相談の充実をはかること。
67. 「杉並区産業振興基本条例」に基づき、大型店やチェーン店等がその地域の商店会のルールに従うよう積極的に指導すること。各地域の商店会に加入するよう、積極的に加入促進を促すこと。
68. 「杉並区特定商業施設の出店及び営業に伴う住宅地に係る環境の調整に関する条例」を区民に周知し有効に活用すること。
69. 大型店（西友、ドンキホーテなど）の深夜営業に対し、時間規制を行うよう指導すること。
70. 出店予定の大型店対策としての事前・事後の影響調査を実施すること。
71. 大型店の店外販売は厳しく規制すること。
72. 朝市、大売り出しなど商店会の自主的事業の助成対象を広げ、さらに強化すること。

73. 商店街の空店舗対策は商店会負担をなくし、その分を区が負担すること。
74. カラー舗装の助成は、地元負担を3分の1以下とし、対象要件を緩和すること。
75. 街路灯設置助成に関する距離基準を緩和し、設置費増額と電気代全額助成など商店街振興対策を強化すること。
76. 商店会の事務所・運営の費用の助成を行うこと。
77. 鉄道事業者の駅構内・高架下店舗の出店を止めさせ、臨時商業売り場を設けないよう申し入れること。
78. 区内商工団体が「なんでも相談会」を区役所ロビーで行えるよう場所を提供すること。
79. 「小規模工事等受注希望者登録事業」について実態を正確につかみ、登録件数実績を大幅に増やすこと。
80. 家族従業員の給与を経費として認めない所得税法56条を廃止するよう国に求めること。

(入札・契約制度)

81. 設計労務単価引き上げが、現時点で現場労働者の賃金引き上げにつながっていない実態を直視し、指導監督を強化すること。
82. 現場労働の実態を把握するため、区発注の公共事業においては現場労働者のアンケート調査を行い、賃金等実態調査委員会を設置すること。
83. 「杉並区入札・臨時の緊急措置」を恒久化し、要綱を定めること。
84. 区施設の建設や改修、物品購入などの官公需は区内業者優先を貫くこと。
85. 入札におけるダンピング規制を図ること。
86. 入札において、区内に支店・支所などを置く業者を準区内業者として区内本店業者と区別し、区内本店業者を優先的に取り扱うこと。
87. 一定規模以上の入札については、受注者の専門性の発揮、混合入札による弊害防止のため、1業者1業種とする優先業種区分制度を設けること。
88. 積算の適正化、発注から工事までの期間の物価変動を的確にとらえるために、契約の書面に積算内訳明細書つけること。
89. 10億円を超えるような大型工事の見積もり期間が2週間以内となっている実態を改善し、業者が図面と金額の整合性を精査できるよう配慮すること。
90. 3社以上のジョイントベンチャーの場合、2社以上の企業を区内業者とする制度を導入すること。
91. 建設会社の工事種目ごとのランクづけについては、主たる営業種目と他の営業種目とのランクの差が2以上あるときは、主たる営業種目での工事申し込みに限定すること。
92. 工事途中に資金ショートを起こすと、工事自体に支障をきたしかねないので総工事費の前払いの金額を大幅に上げること。
93. 計画性をもって年間を通した切れ目のない発注をすること。とくに9月10月の閑散期の発注で区内業者の支援及び、繁忙期の解消に協力すること。
94. 学校改築工事の外交整備工事は本体工事と一括発注し、区内業者のスムーズな業務遂行に協力すること。

(消費者行政)

95. 「振り込め詐欺」の被害を防ぐため、被害情報を流し、注意を喚起すること。

96. サラ金、詐欺商法、詐欺募金などの被害をなくすために、悪質企業名の公表や区民へのPRにとめ、被害の根絶をはかること、相談機能を抜本的に強化すること。
97. 「振り込め詐欺」や「悪質商法」による高齢者の被害を未然に防止するため、情報提供や啓発活動などを消費者センターと地域包括支援センターと連携し強化を進めること。高齢者が利用する民間介護事業所との連携、情報提供を進めていくこと。
98. 消費者センターの非常勤職員の給与を引き上げて人材の流出を防ぐとともに、人材育成に力を入れ、消費者の要求に対応できる体制にすること。
99. 勤労者生活資金の融資限度額の大幅引き上げと融資利率の引き下げを行うこと。

(都市農業)

100. 農産物の価格保障・所得補償をはかり、食料自給率を当面50%に引き上げるよう国に申し入れること。
101. 区内農地の保全と農業振興助成対策を強化すること。
102. 農地保全のための税制度見直しを国に求めるこ。
103. 都市農業振興基本法に基づき、杉並区として区内農業従事者や関係者、専門家の意見を聞き「地方計画」の策定を進めること。
104. 体験農園を充実させるとともに、農業ボランティア、生産への参加など、農家と住民との交流が広げられるよう施策を拡充すること。

(公衆浴場)

105. 公衆浴場の事業継承や文化的・歴史的価値の保存などの観点から、多面的な支援計画を策定すること。
106. 燃料費の補助や改修・改築への助成拡充、上下水道料金の軽減など、公衆浴場への支援を強化すること。
107. 井の頭線南側地域など、公衆浴場の空白地域に浴場を設置するよう努めること。
108. 「ふれあい入浴」の実施時間・回数を増やすこと。

(男女共同参画)

109. 男女共同参画推進区民懇談会について開催回数を増やすなど充実すること。
110. 区の防災体制に男女双方の視点で対策を強化すること。

(ドメスティック・バイオレンス対策の拡充)

111. 配偶者暴力相談支援センターの体制を強化し、専門性を有した十分な人的配置をすること。
112. 近隣自治体と連携して相互受け入れ体制などを確立すること。
113. 配偶者暴力、デートDVを許さない意識啓発を強化すること。
114. 学校などで、発達段階に合わせ、配偶者や交際相手はじめ、あらゆる暴力は許されないという人権を尊重した教育を行うこと。

(性的マイノリティー施策)

115. 性同一性障がいに関する特例法の条件緩和を国に求めること。

116. 職員への啓発・教育現場での理解など人権擁護に関する取り組みを強化すること。
117. 性的マイノリティに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための基礎講座や人権啓発の取組を強化すること。
118. 小中学校等で児童生徒に対し、性的マイノリティについての理解促進を図ること。性的マイノリティの児童生徒への対応を配慮するなど、教職員への研修を拡充すること。
119. 性的マイノリティ当事者や家族が利用できる相談窓口を設置し、専門家を配置すること。
120. 行政への提出書類等での不要な男女の記載を削除すること。
121. 図書館、児童館、小中学校の図書室、及び保健室などに性的マイノリティ関連の書籍を置くこと。
122. 男女共同参画行動計画における性的マイノリティの人権問題についての記述を拡充し、性的マイノリティの人権擁護に向けた宣言、提言などを区として発行すること。
123. 同性パートナーシップ証明書発行にむけた研究、検討を開始すること。

(ヘイトスピーチ対策)

124. 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、特定の人種や民族の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチを許さないという区の立場を明確にし、国と連携して啓発ポスターや広報誌等により啓発活動に取り組むこと。
125. 特定の人種や民族への不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態把握につとめること。
126. 『ヘイトスピーチは違法』の姿勢を打ち出すため条例制定に向けた研究、検討を開始すること。
127. 差別扇動を標ぼうする団体に対し、区が集会の内容を確認し明らかに【公序良俗を害する場合】や民族差別を扇動する場合、杉並区でも使用を不許可にすることを検討すること。

3. 福祉・保健衛生を向上させ、安心して暮らせるまちづくりを

(介護保険制度)

128. 区独自に介護職員の介護報酬引き上げ加算を含め、処遇改善策を実施すること。
129. 新総合事業の緩和基準によるサービスについて、現行の報酬単価を引き上げること。
130. 介護保険の国庫負担を2分の1に引き上げ、国の責任で保険料・利用料減免の制度を設けるよう国に強く要望すること。
131. 介護保険料を軽減すること。介護保険料軽減のために一般会計からの繰入を行うこと。
132. 介護保険料滞納者に対する未納期間による罰則の適用を止めること。
133. 特別養護老人ホーム入所対象者の制限（要介護1、2の認定者を除外）を撤回するよう求めるのこと。
134. 特別養護老人ホーム入所申請の際、要介護1、2の利用者の特例入所の範囲を拡大し、利用者の意向に応じた入所を保障すること。
135. 介護サービス利用料の利用者2割負担を止めるよう国に求めること。利用料2割負担となった対象者の介護サービス利用実態を調査すること。
136. 介護保険制度改定により利用料2割負担となった利用者への区独自補助を実施すること。
137. 介護施設入所時の補足給付に関して、資産調査を止めるよう国に求めること。

138. 補足給付における資産調査は利用者本人の生活実態を把握し、過度の調査を行わないこと。
139. 要支援者、要介護1・2の軽度者への介護保険給付外しをやめるよう国に求めること。
140. 要支援1、2の認定者が総合事業に移行する際、現行相当のサービスが提供されるようにし、要支援者が受けているサービスが低下しないようにすること。全ての高齢者に要介護認定の機会を保障し、本人の選択権を保障すること。
141. 施設入所者の居住費、食費などの自己負担軽減のために区として支援策を講じること。
142. 通所サービスの食費に対する軽減制度を区独自で設けること。
143. 特別養護老人ホームの用地費助成を復活し、経営支援事業を拡充するよう都に求めること。
144. 介護施設の人材確保、定着支援のために、区が積極的に支援すること。
145. 潜在介護士の再就労支援に対する補助、支援を進めること。
146. 定期巡回随時対応型訪問介護看護、夜間対応型介護事業などの夜間対応を求められる事業者への職員確保への助成制度を設けること。
147. 医療型、介護型のショートステイのベッドを増やすこと。
148. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を中心とした訪問リハビリテーション事業者を増やすこと。
149. 認知症グループホーム、小規模多機能施設の整備を促進すること。
150. 小規模特養ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）を7圏域全てで整備すること。民有地活用に関して、設置事業者への補助制度を拡充すること。
151. 介護認定とサービス給付は、家族、住宅、経済状況など高齢者のおかれている生活実態にもとづいて判断すること。
152. 認定調査委託料を増額すること。
153. ケアプランの作成については、居宅介護支援事業者の状況を把握し、困難者のケースは区が積極的にケアプラン作成をひきうけること。
154. 支給限度基準額を撤廃することを国に求めるこ。
155. 予防給付ケアプランの作成料を増額すること。（区独自の上乗せ）
156. 介護予防事業の取り組みを強化すること。
157. 低所得者もユニット型特養ホームに入れるよう減額制度をつくること。国や都に要望すること。
158. 介護職員に医療行為をすすめないこと。看護職員を増やすよう区としても支援すること。
159. 介護者の疾病、出産、改築にあたり必要な期間利用できるミドルステイを新設すること。
160. 区内介護事業者に対して、実態調査アンケート実施すること。

（高齢者施策）

161. 区が基幹型地域包括支援センターの運営を行なうこと。
162. 地域包括支援センター（ケア24）の体制強化のために委託費をさらに増額すること。
163. 認知症の早期発見のための検診事業を実施すること。
164. 高齢者の認知症対策、安否確認・見守り事業は区が責任を持って実施し、強化・拡充すること。
165. 認知症高齢者支援のネットワークづくりを促進すること。
166. 年金削減を中止させ、最低保障年金制度の創設を国に求めるこ。
167. 「消えた年金」問題は一人も被害者を出さないよう国の責任で解決するよう要求すること。
168. 介護・医療・保健・福祉の総合窓口を設けること。

169. 削られた老人医療費助成や老人福祉手当など現金給付型福祉の復活を都に要求し、独自に区の施策として行うこと。
170. ショートステイなどの移送費用に対して、補助制度を設けること。
171. デイサービス事業所で実施している宿泊事業について、都と連携して実態を調査し、利用者のプライバシーや安全の確保、宿泊の長期化などについて改善をはかること。
172. 高齢者住宅の建設戸数を増やし、区内各所に設置すること。また、希望者の申し込み回数を抽選時に考慮すること。
173. 軽費老人ホームを増設すること。サービス付き高齢者住宅の整備の際、自己負担への補助制度や入居者のくらしと権利をまもる取り組みを推進すること。
174. 緊急通報システムの周知、拡充をはかること。
175. 現行の三療サービス（鍼・灸・マッサージ）を拡充し、チケット制度を実施すること。
176. 高齢者敬老金の支給制度をもとにもどすこと。
177. 配食サービスの利用者負担を軽減すること。
178. おむつ支給は、介護度にかかわらず状態に応じて支給すること。（要支援から対象にすること）
179. いきいきクラブへの助成金は人数などを考慮し増額すること。
180. いきいきクラブの活動がしやすいよう、ゆうゆう館の使用について優先枠を設けること。
181. いきいきクラブ連合会が実施している杉いき連大学について、受講生の人数に応じた助成を行うこと。
182. いきいきクラブ連合会の区に対する報告事務を簡素化すること。
183. 民間で行っている介護予防事業に対し、場所の提供など支援を強化すること。
184. 火災警報器・家具転倒防止器具の設置助成事業を周知徹底すること。

（障がい者施策）

185. 第5期杉並区障害福祉計画に地域生活支援拠点の設置を位置付け、速やかに整備すること。
186. 障害者福祉会館と高円寺障害者交流館を災害時の救援センターとして位置付け、人材や物資を支援する具体策を講じること。
187. 障がい者向けの住宅の確保、家賃助成など、住宅諸施策を積極的に推進すること。住宅改修の際の費用助成を、新築住宅のバリアフリー化のための工事費用にも助成すること。
188. 課税額が区民税均等割世帯の利用者に対する、区独自の負担軽減策を復活すること。
189. 「親亡き後」も、障がい者が区内で暮らしていくよう、施策の充実を図ること。
190. 障がい者に対する区独自の利用者負担軽減を復活させること。
191. 地域支援事業について、有料のものについては3%負担のままとすること。
192. 地域支援事業での負担上限額は、介護給付、訓練等給付もあわせた額にすること。
193. 移動支援事業は、さらに支給時間を増やすこと。ガイドヘルパーの報酬単価を引き上げること。
194. 小規模作業所等が安定した運営ができるよう補助を大幅に引き上げること。
195. 民間福祉作業所の設立運営への援助をより積極的に行うこと（土地・建物の提供、運営費補助の増額、公私格差の解消）。
196. 区立施設などのバリアフリー化を促進すること。
197. 障害者差別解消法に基づき、区内事業者に対し、「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」に取り組むよう指導を徹底すること。

198. 障がい者への区民・事業者の理解を深め、障がい者差別根絶に向けた取組を推進するため、区独自条例の制定を検討すること。
199. 情報バリアフリー化支援事業によるパソコン周辺機器助成事業を早期に実施すること。
200. 福祉タクシー券の枚数を増やすこと。
201. 障がい者の「すぎ丸」利用は無料にすること。また都営交通無料乗車券を障がい者全般に発行するよう都に要請すること。
202. 災害時の各種情報発信については、それぞれの障がいに対応した方法で発信すること。
203. 災害時の救援については、それぞれの障がいに対応した救援体制・方法を確立すること。震災時、在宅避難を行なっている障がい者への支援を行うこと。福祉救援所に入る場合、やむを得ない場合は、介助者以外の家族も入れるよう配慮すること。
204. 地域の防災訓練等に障がい者が参加できるよう人的配置等の対応を行うこと。
205. すべての障がい者に、障がいに応じた防災教育を実施すること。
206. 全身麻酔のできる障がい者・高齢者のための歯科医療を存続・増設すること。
207. 全障がい者に対し、交通運賃の助成制度を地下鉄を含め拡充すること。
208. 民営化した施設への補助金について増額すること。
209. 障がい者の仕事と社会参加を保障する総合計画を確立し、特例子会社の誘致の拡充と就労支援を強化すること。
210. 作業所の工賃アップへの支援を行うこと。
211. 障がいに応じた多様な作業内容の通所施設を増設すること。
212. 障がい者の公園清掃受注を増やし、単価はもとの水準にもどすこと。
213. 障がい者団体のリクレーションのバスの借り上げは実態に見合った助成の実施と電車利用にも補助すること。
214. 障がい者へのおむつ支給は、現金給付制度とすること。
215. 緊急通報システムの対象を拡大すること。
216. こども発達センターの職員を増員し、機能を拡充すること。カウンセラー・コーディネーターを配置すること。言語聴覚士の増員で個別指導を拡充し、就学後も引き続き受けられるようにすること。
217. 特別支援学級の介助員は原則として学級数の人員を配置し、必要に応じて加配すること。言語聴覚士、作業療法士の指導を全ての児童・生徒が継続して受けられるよう拡充すること。タブレット機器の普及に努めること。
218. 小学校低学年（1～3年生）にも移動支援が使えるよう、利用条件を緩和すること。
219. 中高生の放課後、長期休暇中の活動支援の充実を図ること。
220. 幼児期から学校卒業まで一貫した支援と教育が受けられるように、就学支援シートのさらなる周知と活用の充実を図ること。
221. 障がい者や親の高齢化に伴って生じる諸課題検討のためのプロジェクトチームを設置すること。
222. 高齢障がい者が介護保険制度に移行する際、障害サービスと同様のサービスを保障すること。本人の必要性と意思に基づいたサービスの選択権を保障すること。
223. 障がい者の高齢化にともなう介護ニーズを満たす介護施設整備を進めること。必要に応じて、障がい者枠を設けること。
224. 障がい者に対する理解と認識を深めるために、区立小中学校で福祉教育や交流授業を積極的に

行うこと。

225. 障害支援区分に関わらず個々のニーズに対応し、必要量の居宅サービスを受けられるよう時間数を増やすこと。障害支援区分の適正な判定を行うこと。
226. 障がい福祉サービスに携わる職員に対する処遇改善、人材確保、定着支援のために、区が積極的に支援すること。
227. 相談支援事業所への補助金の増額、職員給与の増額を行うこと。
228. 困難事案に取り組む専門職種が常駐する基幹相談支援センターを設置すること。
229. グループホームの職員への処遇を改善し、安定して働くよう支援すること。
230. 事業所が安定した運営ができるよう、補助金を充実させること。
231. 高齢障がい者を受け入れられるショートステイを拡充すること。
232. 高齢者デイサービスに高齢障がい者の日中活動プログラムがあるような拠点となる場所をつくり、専門家を配置すること。
233. 医療やリハビリが必要になった時に対応できる拠点を整備すること。
234. 日常的に医療のバックアップが受けられるよう、区内に障害者医療サービスの基幹施設を整備すること。
235. 緊急時の通院時付き添いや、訪問看護・訪問診療の体制をとれるよう連携の仕組みを構築すること。医療看護体制への支援加算を行うこと。
236. 区民プール・体育館等での障がい者更衣室利用に関し、職員の理解と、利便性の向上に努めること。
237. 卒業後も放課後等デイサービスに代わる親の就労支援と本人の居場所づくりを検討すること。

＜視覚障がい者について＞

238. 日常生活における代読・代筆サービスを区民センターや図書館等の公的機関でも利用できるようすること。
239. 代読、代筆サービスを居宅介護で利用できることを利用者に周知すること。地域生活支援事業の中で、コミュニケーション支援事業として視覚障がい者への代読・代筆奉仕員の派遣を行うこと。
240. 視覚障がい者に対応したガイドヘルパー養成講座とフォローアップ研修を実施すること。実施については、視覚障害者福祉協会に委託すること。
241. 区からの郵送物について、点字表記と音声活字読み取り機で読み取れるよう印刷物に音声コードを付けること。各種申請など点字書類も認めること。音声活字読み取り機の購入費に助成すること。
242. 点字書価格差助成事業に週刊点字新聞「点字毎日」を加えること。
243. 視覚障がい者にたいする点字図書購入費を助成すること。
244. 視覚障がい者のための訪問型歩行訓練事業を新設すること。
245. 視覚障がい者専用のデイサービス施設を設けること。
246. 区施設の入り口に視覚障がい者誘導センサーに対応できる音声機器を設置すること。
247. 視覚障がい者会館の機能を拡充させること。
248. 音声による入出力機能が充実したスマートフォン及びタブレットを日常生活用具の対象に加えること。操作習得の講習会の支援を行うこと。

249. 視覚障がい者の通行の多い交差点や当事者の要望に応じた音響信号機の設置やエスコートゾーン等を整備すること。また安全に渡れる時間に設定すること。
250. バス停とタクシー乗り場に点字ブロックを整備し、歩道上や点字ブロックの上に商品、障害物を置かないように指導・啓発キャンペーンを実施すること。
251. バス会社に行先案内の車外放送の自動化設備やバス停に点字時刻表の設置を要求すること。また降車位置の放送・案内を行うよう指導すること。
252. アイプラザの近隣を通過するコミュニティバス等のバス路線を開設すること。
253. 福祉タクシー券は視覚障がい者が判別できるようにすること。
254. 自立訓練の通所について、地域生活支援事業の移動支援事業として認めること。
255. ヒューマン・アシスタント制度を取り入れ、重度の視覚障がい者を区施設で雇用すること。
256. 同行援護のサービス利用計画を作成するケアマネージャーに対して視覚障がい者の特性を理解する研修等を行うこと。

<聴覚障がい者について>

257. 「手話教室」「読話講座」開催への助成を行うこと。
258. 区役所に配置されている手話通訳者の体制を週3日以上に手厚くすること。区役所以外の区立施設にも配置すること。
259. 聴覚障がい者情報提供センターを公的施設に設置すること。
260. 区立施設等を活用し、聴覚障がい者向け自立支援交流スペースを設置すること。
261. 杉並区障害者福祉会館内にプロジェクター機材、移動式ホワイトボードを増設すること。区立施設に筆談ボードを設置すること。
262. 光や振動を発する火災警報器の設置を助成すること。
263. 聴覚障がい者のためのファックス購入に助成すること。
264. 聴覚障がい者のための情報提供機能を設けること。(特に災害時)
265. 聴覚障がい者と通訳者個々の状況が分かる常勤職員を配置すること。
266. 聴覚障がい者の要約筆記者を増員すること。派遣事業の要約筆記者への研修費用の助成を行うこと。
267. ろうあ相談員を区役所の窓口に配置すること。
268. 人口内耳手術後の補聴器使用者への電池代、修理代、付属機器交換への助成を行うこと。

<知的障がい者について>

269. 移動支援に関して
 - ① 自宅以外からの移動支援を認めること。
 - ② 通所・通学などの利用を認めること。
 - ③ ショートステイへの送迎に利用できるようにすること。
270. 施設への通所は、通所バスと通所支援サービスのどちらかを選択できるようにすること。
271. 通所バスの助成金を増額すること。
272. 個別支援計画作成のための支援会議や作成後のケア会議に保護者や支援者も同席出来るよう、支援の充実を図ること。
273. グループホームに関して

- ① 高齢者や持病を抱える入居者に定期的に医療従事者を派遣すること。
- ② インフルエンザ等の感染症発生時、事業者が積極的に対策を講じるよう指導すること。
- ③ 世話人（支援員）への処遇改善を図ること。
- ④ アパート・マンション、空家等の既存建築物の活用し、増設を図ること。
- ⑤ 開設のための土地・建物の提供者に対し、優遇措置を検討すること。

<精神障がい者について>

- 274. 精神障がい者に対する区独自の「心身障害者福祉手当」を他の障がい者と同様に 11500 円まで増額し、手帳所持者 2 級までに支給すること。都に対しても、「心身障害者手当」を支給するよう求めること。
- 275. 精神科以外の内科等、すべての診療科目に対し、医療費助成を行うこと。（精神障がい者は合併症が多く、他の障がい者に認められている他科受診や車送迎など同様の扱いにすること）
- 276. 精神障がい者に「障害者の手引き」を配布すること。
- 277. J R、私鉄、航空などの運賃および有料道路通行料金の割引について、他の障がいと同様に支援するよう、国・都に働きかけること。
- 278. 精神障がい者施策としてのリハビリ中間施設の建設と共同作業所を増設すること。
- 279. 24 時間、365 日対応の救急医療体制と相談窓口の拡充を図ること。精神科緊急医療体制を整備すること。
- 280. 保健師を増員し、精神障がい者に対応できる体制をつくること。
- 281. 訪問支援（アウトリーチ）事業体制を整備すること。モデルケースをつくること。
- 282. 早期発見・早期治療につなげるために、教職員の研修を行うこと。
- 283. 差別・偏見をなくすための啓もう活動をさらに強化すること。

<肢体不自由児者・身体障がい者について>

- 284. 重度身体障がい者通所施設の増設を行うこと。
- 285. 緊急時に対応できるショートステイ・ミドルステイを早急に拡充すること。介護者（保護者）の入院などの際に利用できる、一ヶ月程度のショートステイ施設を設置すること。
- 286. 学校卒業後も週 5 日間通所できる肢体不自由児者向けの施設を増設すること。
- 287. 重度身体介護のヘルパー養成を区として行うこと。
- 288. 学童保育（小・中）を各福祉事務所管内で一ヶ所作ること。
- 289. NPO 組織で行なわれている肢体不自由児者向け訪問を訪問里親制度として公的制度化すること。
- 290. 二次障害防止・予防、運動機能維持のために利用できるリハビリテーション施設の設置、もしくは理学療法士、作業療法士等の訪問により、必要なりハビリテーションを受けられるようにすること。

<重度重複障がい者・重症心身障がい児（者）について>

- 291. 看護体制充実のために人材研修などを拡充すること。
- 292. 医療ケアができる短期入所施設を整備すること。緊急一時入所を優先するベッドをさらに増やすこと。
- 293. 重症児専用の保育施設、及び重症児の放課後デイサービスについて希望者を受け入れられるよ

- う定員増をはかるとともに、施設従事者的人材確保、育成を区としても取り組むこと。
294. 重症者が幼児期から高齢期まで地域で生活を送れるよう、学校を含む公的施設の整備を進めること。特に、卒後の重症児（者）のための通所施設の早期増設につとめること。
295. 当事者、及び家族の高齢化に伴う心身の負担軽減に向け、家族支援策の拡充および医療ネットワークの整備、充実を進めること。
296. 重症児（者）が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスと医療ケアサービスを一体的に提供できるよう検討・実施すること。
297. 通園、通所施設での専門家配置について、医療ケアを含むチーム支援体制を整えられるよう各施設への支援を強化すること。
298. 多様化する障がい特性に対応できるよう、医療ケア及び提供サービスの充実に向けた人材育成の継続的な仕組みの確立を、東京都などと連携して行うこと。
299. 在宅重症児（者）の短期的な入所・入院が可能な24時間対応型緊急一時受け入れ施設の整備について、医療機関等と連携し検討・実施すること。

＜難病患者について＞

300. 医療費の無料化を実現すること。
301. 慢性肝炎、肝硬変・ hepatitis の医療費助成は、すべての人を対象にし、治療の制限を取り払うよう国に求めること。
302. パーキンソン病など難病に対応できる専門医を区内に確保するよう働きかけること。
303. 脊髄液減少症の治療の保険適用を認めるよう国に求めること。
304. 軽度外傷性脳損傷への区民周知を行い、患者同士の交流を支援すること。

＜高次脳機能障害・失語症について＞

305. 例会時のST配置に対する補助金は実態に即して満額補助すること。
306. 筆談者やSTなど援助者の育成に力を入れること。
307. 区民向けに失語症の症例を周知すること。
308. 区役所等公的機関にSTもしくは研修を受けた職員を配置すること。
309. 高次脳機能障害、失語症の介護認定の際には、障がい特性への配慮を行うこと。特に単身者の認定の際に、充分な配慮を行うこと。
310. ケアマネージャーが失語症を学ぶ機会、研修体制を整備すること。
311. 「失語症者向け意志疎通支援者事業」の実施に際して、「意志疎通支援者」の派遣を速やかに受け入れられるよう準備を進めること。

＜被爆者について＞

312. 被爆者援護に関する法律のなかに国家補償を盛り込むよう国に要求すること。
313. 原爆被爆者の実態調査を行い救援策をとること。
314. 被爆者及び被爆2世の被爆者健診制度を積極的に行いうよう区内医療機関に要請すること。
315. 被爆体験などを綴った「広島・長崎被爆者の体験談と思い」（2016年8月1日発行）について区立小中学校図書室、区立図書館、区民センター図書室などに排架し、区民にひろく周知すること。

316. 被爆者団体が行ってきた小中学校などの出前授業について、記録された動画をDVD等に編集収録、またはYouTube等での配信等を行い、区民にひろく周知すること。

(住宅施策)

317. 高齢者・障がい者・一人親世帯・低所得者の家賃補助制度をつくること。

318. 高齢者・障がい者・生活保護受給者などが民間住宅の賃貸借契約を行なう際、保証人がいない場合の保証制度を確立すること。

(生活保護・生活困窮者)

319. 生活保護について

イ) 申請希望者には窓口で申請書をわたすこと。

ロ) 就労支援は生活保護支給決定後に行うこと。

ハ) 資産、扶養親族調査は申請後に行うこと。

二) 生活保護制度について、区の掲示板や区立施設に案内を貼り出すなど、周知徹底すること。

ホ) 医療証方式にすること。

ヘ) 夏、冬の見舞い金を復活させること。

ト) 生活保護の措置は人権やプライバシーを守りぬくこと。申請者、受給者に対する高圧的・差別的な態度をとらないよう徹底すること。

チ) 保護申請時、相談者が必要とする場合には、相談者以外の立会いも認めること。

リ) 相談者への後追い調査、相談支援を実施すること。

ヌ) 生活保護世帯の借家借間の更新料は実費支給を行うこと。

ル) ケースワーカーを国標準で配置し、研修・講習を行うこと。

ヲ) 就学児童への法外援護を復活し、他の法外援護も拡充すること。

ワ) 中学3年生への塾代助成を維持すること。

カ) 移送費の支給は現行水準をまもること。

ヨ) 民間宿泊所の実態を調査し、劣悪な場合は指導すること。

タ) 熱中症対策として「夏季加算」を新設すること。また、エアコン購入費や修理代、電気代の補助をすること。

レ) 生活保護受給者が大学入学した場合、生活扶助の打ち切りをせず、奨学金のような方法で援護すること。

ソ) 水光熱費の滞納が生じた場合、機械的に止めることはせず、事前に福祉事務所に連絡するよう電力会社、ガス会社、水道局を指導すること。ライフラインの供給停止が起こった際、事業者からの情報提供体制を確立すること。

ツ) 福祉事務所に警察官OBを配置しないこと。

320. 奨学資金制度における私立高校などへの入学準備金を実態に即して増額すること。

321. 低所得者に公衆浴場利用の無料チケットを発行すること。

322. 生活保護費切り下げにより、就学援助打ち切りになった世帯の調査を行うこと。区独自の支援制度を創設すること。

(保育施策)

323. 区立保育園を民営化しないこと。給食・調理の民営化もしないこと。
324. 待機児童解消は認可保育所の増設で行うこと。
325. 保育等の需要見込みは実態を反映したものとし、適切な確保策を検討すること。確保策は需要見込みを上回る規模とすること。
326. 「子ども・子育て支援事業計画」に、運営事業者と保護者の意見を十分に反映させること。
327. 「子ども・子育て支援事業計画」は毎年度、検証と見直しを行うこと。
328. 杉並区扶助要綱は現行水準を維持すること。
329. 認証保育所、区保育室は今後、認可保育所に移行できるよう支援すること。
330. 小規模保育施設を設置する際は小規模保育事業A型とすること。
331. 0～2歳児対応の保育施設の連携施設を行政の責任で準備し、3歳児以降の定員枠を確保すること。連携施設の確保の際、運営事業者への適切な補助を行うこと。
332. 保育所の施設最低基準は現行基準を維持し、将来に向けて最低基準を引き上げること。正規職員を配置すること。
333. 新設する認可保育所は保育環境に配慮し、園庭のある保育園を配置すること。現に園庭のない保育所については、近隣に代替となる公園・広場を確保し、施設内整備も充実させること。散歩時のルート周辺の歩道整備等、安全対策をとること。
334. 老朽化した保育施設の改築・改修などの環境整備をはかること。区立保育園の水道設備はお湯が出るようにすること。
335. 栄養士の各園配置とアレルギー児対策を拡充すること。(アレルギー給食などの予算化)
336. 全園で0歳児の特例保育を実施すること。
337. 保育園、幼稚園、子ども園等の障がい児受け入れ枠を増加すること。
338. 保育所入園前に、要支援家庭および要配慮児や障がい児等の情報提供と関係機関との連携をはかること。
339. 障害認定を受けた児童が、必要な養護と教育を受けられるよう現行の加配財源を増額し、適正な時間配置を実現すること。
340. 保育施設の指導監督・監査、抜き打ち巡回等に伴う職員体制を拡充し、適切に実施すること。
保育従事者の労働条件や雇用実態、研修の実施などについても適宜、把握すること。
341. 保育料の引き上げは行わないこと。
342. 上乗せ徴収等の取り扱いは、児童福祉法上の理念のもと最低限の実費徴収となるよう制限をし、保護者の同意を得ること。保護者の経済的条件により、保育内容に格差が生じないようにすること。
343. 認証保育所等認可外保育施設の父母負担を軽減するための補助制度をさらに拡充し、保育料は応能負担とすること。
344. 保育士への直接待遇改善加算など、一人一人の職員の待遇が改善される緊急対策を実施すること。
345. 保育士、看護師募集に関する加算補助を行うこと。既存園にも対象を拡大すること。
346. 保育士・看護師の採用にあたり、区内事業者と連携し、採用募集広告を公共施設等で配布できるよう協働システムを構築すること。
347. 区内保育士養成学校等に杉並区への就職を強く要請し、合同就職面接会などを重点的に実施すること。
348. 民間の保育運営事業者の保育士に対し、完全週休二日制を実施するために、非常勤保育士配置

の補助を行うこと。

349. 保育事務職員の正規職員化を進めるために、正規化への加算を実施すること。
350. プール使用や園外保育等の特別保育に関する安全配慮加算を実施すること。
351. 保育士の研修に伴う代替職員確保のための非常勤加算を実施すること。研修代替非常勤加算は実際に応じた実日数での加算を行うこと。
352. 登園・降園時の安全配慮要員確保のための補助を実施すること。一日あたり3時間程度のパート代の実質勤務に対する一部補助を新設すること。
353. 感染症等で職員が出勤停止になり臨時職員を雇用した場合の加算を講じること。
354. 延長保育は年齢と人数に応じた補助制度を確立すること。延長夕食費加算・延長アレルギー加算等を新設すること。
355. 4月2日生まれの児童の保育単価の差額を区の独自加算として補助すること。途中入所運営費確保加算の対象年齢を現在の1歳児までを2歳児までに拡充すること。
356. 障害認定会議は年長児にも実施し、加算対象とすること。
357. 都のサービス推進費制度のもとで実施されていた「地域支援加算」による事業を区独自に実施すること。
358. 保育運営事業者が独自に実施している子育て相談・支援事業を補助する制度を設けること。
359. 園庭や屋上のない保育園のために、室内観葉植物も緑化補助金で購入できるようにすること。
また、維持管理費のための予算も確保すること。
360. 民間社会福祉サービス推進費を増額するよう都に求めること。
361. 区内保育施設全てにAEDを設置できるようAED設置の加算を実施すること。
362. 災害備蓄品等の防災用品整備のための補助金を拡充すること。各保育施設の職員体制・保育定員数に応じた防災備蓄品を配布すること。備蓄品管理についての実態調査を行うこと。
363. 世代間交流事業を維持、充実させること。
364. 定期利用保育の補助金額を見直すこと。

(児童館・学童)

365. 児童館にクーラーを完備すること。
366. 学童クラブを増設し、待機児童の解消をはかること。
367. 低学年児童とともに、高学年児童の受け入れ定員枠を確保すること。
368. 低学年児童と高学年児童について、年齢に適したスペースの確保・プログラムを作成すること。
369. 大規模化している学童クラブについては、職員を加配すること。また、第二学童クラブの増設により、小規模化をはかること。
370. 学童クラブの障がい児受け入れ枠と対象を視聴覚障がい児をふくめ拡大すること。
371. 視聴覚障がい児の学童クラブへの送り迎え制度を設けること。
372. 学童クラブ保育料を無料にすること。
373. 学童クラブは民間委託しないこと。
374. 民間委託された保育園・学童クラブに対し運営費を増額すること。
375. 全児童対象事業は学童クラブの代替施策としないこと。
376. 和泉学園内学童クラブは、当面、保育の質の向上のため、特別な人員加配を行うこと。

(子育て支援、女性福祉)

377. 子どもの医療費助成を18歳まで拡大すること。
378. 子どもの医療費助成を中学生まで実施するよう、国に求めること。
379. 児童扶養手当の削減をしないよう、国に求めること。
380. 子ども家庭支援センターの職員を増員すること。
381. 妊婦健診を全額公費助成すること。
382. 出産祝い金制度を創設すること。
383. 不妊治療への助成制度を拡充すること。
384. ひとり親家庭休養事業を拡充すること。
385. ミルク・おむつ・離乳食なども子育て応援券で使えるようにすること。
386. 親子自転車の購入費の助成をすること。

(国民健康保健事業)

387. 悪質な保険料滞納者を除き、短期保険証、資格証明書の発行は行わないこと。差し押さえは行わないこと。
388. 保険料、医療費窓口負担の減免基準を拡大し、申請書を窓口に置くこと。申請があった場合、実状にそって対応すること。
389. 出産育児一時金、葬祭費を増額すること。
390. 国民健康保険に傷病手当を新設するよう国に要求すること。

(健診事業)

391. 特定健診、区民健診、後期高齢者健診は無料を維持すること。
392. 区民健診（30歳～39歳）の受診票を毎年、対象者全員に送付することを含め、勧奨制度を充実させること。
393. 区民健診の基本検査項目に胸部X線検査、大腸がん検診を無料で追加すること。
394. 健診項目にC型肝炎検査を入れ、ウィルス検査を必須とすること。
395. がん検診を無料化し、利用者負担を軽減すること。
396. 胃がん検診（内視鏡検査）を実施できる医療機関を増やすこと。
397. 骨密度測定検診を実施すること。

(医療体制)

398. 療養病床を削減しないよう国・都に求めること。
399. 産科・小児科の医師不足解消を国に求めること。
400. 24時間休日全夜間小児救急が受けられる医療体制を拡充すること。
401. 健康保険本人負担は二割に、高齢者医療費は自己負担を引き下げるよう、国に申し入れること。
402. 入院患者の給食費の保険適用をもとにもどすこと。
403. 高額療養費の委任払い制度を周知徹底すること。
404. 高齢者、障がい者の「入院見舞金制度」「入院時ヘルパー派遣制度」を創設すること。
405. 義歯の健康保険適用の内容を充実するよう国に求めること。
406. 骨髄移植についての啓蒙と提供者の募集に協力すること。

407. アルコール依存症患者の更生制度を充実させること。
408. 新型インフルエンザ対策を強化すること。
409. 結核対策を強化すること。
410. 高齢者に対するインフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチンの全額助成を実施すること。
411. 大型店、公共施設、チェーン店などにA E Dを設置すること。

(保健所・保健センター)

412. 保健所・保健センターの診断書発行業務を復活すること。
413. 保健師、P T、O Tを増員し、リハビリ事業の充実と自主グループへの施設利用援助と専門家の配置をおこなうこと。

(食の安全)

414. 食品の製造年月日や遺伝子組み換えなど、消費者に対する情報提供の義務化を国に要求すること。
415. 衛生試験所の分析機器の充実と人員増をはかること。
416. 食品衛生監視員の増員をはかること。
417. 冷凍食品、輸入食品などの安全検査体制を拡充すること。
418. B S E、O 1 5 7 対策、残留農薬等規制対策を充実させること。
419. 食品の放射能汚染の不安を解消するため、検査体制を拡充すること。
420. 食材の放射線量検査を区内全ての乳幼児施設を対象に実施すること。

(動物)

421. 飼い主のいない猫の不妊去勢手術の枠を拡大し、使いやすい制度に改善すること。
422. 殺処分を減らすため、飼育継続が困難になりやすい高齢者や移住可能性の高い単身者のペット購入に対して啓発活動を推進し、ペットショップへの指導をすること。
423. 引き取り手の見つからないまま動物が処分されることがないよう、譲渡会の場所を提供するなど譲渡促進への公的な支援を強めること。
424. 新たに犬猫を飼い始めようとしている人に、保護された犬猫を飼うという選択肢があることにについて周知啓発する取り組みを強めること。
425. 東日本大震災や熊本地震の教訓から、避難計画におけるペット（飼養動物）の同行避難について、周知を強めること。

4. 大震災に備え、安全で住み良いまちづくりを

(災害対策)

426. 災害救助法の改正と適正な適用を国と都に要求すること。
427. 区の防災会議から自衛隊を除外し、区の防災訓練及び発災時の対応は自衛隊主導にならないようすること。
428. 防災職員住宅は計画的につくること。
429. 職員の派遣など、現地の要望に応じた被災地への支援を継続すること。

430. 東日本大震災の被災者支援に要した杉並区の経費については国や東電に求償すること。

<震災対策>

・被害想定について

431. 東京都が2012年に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」では、被害シミュレーションの最大風速が15m/sから8m/sに引き下げられている。最大風速を15m/sとした被害想定をあらためて算出すること。また都にも要望をすること。
432. 2015年の熊本地震の教訓を活かし、震度6強、震度7など大規模な揺れが複数回発生した場合を想定し、被害想定の見直し及び防災計画への反映を行うこと。また都にも要望を行うこと。
433. 地域ごとの防災マップの作成・更新を行い、地域住民への全戸配布やインターネットでの配信を行うこと。
434. 落下物や倒壊建物などの危険度を、地域の防災マップに反映し、区民周知に努めること。

・避難所、備蓄品などについて

435. 区内の広域避難場所を拡充すること。
436. 震災救援所について、都の2012年版被害想定で算出された最大避難者数17万6000人に見合った定員となるよう増設を進めること。(現状は最大避難者の65%である11万5000人分しか避難所定員が準備されていない)
437. 震災救援所となる施設の更なる耐震化の実施、及び非構造部材の総点検と耐震化を行うこと。
438. 震災救援所となる施設の更なる耐震化を行うこと。また、施設の非構造部材の総点検と耐震化の強化を行うこと。
439. 震災救援所補助代替施設の更なる確保に努めること。
440. 福祉救援所の拡充と日常的な訓練を行うこと。
441. 災害備蓄品の質・量を高めること。
442. 震災救援所、広域避難場所にマンホールトイレ・簡易トイレの備蓄を拡充すること。またその際、洋式オプションを増やすこと。
443. 震災救援所の整備、運営については女性の視点を取り入れること。各救援所に女性専用更衣室、授乳スペース等を設置すること。
444. 避難所での女性や子どもなどに対する性被害・性暴力、DVなどが発生しないよう、避難所の運営者、利用者双方に対する周知啓発を行うこと。

・初期消火設備、自主防災組織について

445. 自主防災組織への支援を強化すること。
446. 消防活動困難地域、危険度の高い地区、住宅密集地への消火器（大型を含む）、軽可搬ポンプ、スタンドパイプなどの消火設備と貯水槽の重点配置を行うこと。
447. 街頭消火器格納箱へ懐中電灯、防災マップ、応急セットなどの簡易防災グッズを配備すること。
448. 電柱の陰に隠れた街頭消火器について、目印を電柱に設置すること。

・耐震化、不燃化などについて

449. 耐震診断・耐震改修の助成を増額し、高齢者や低所得者への加算など、対象の拡大・改善をはかること。
450. 「建築物不燃化助成」の対象地域を拡大すること。全面建替えだけでなく、部分不燃化にも助成すること。
451. 落下物調査を強化すること。危険なブロック塀などの解消促進のために接道部緑化助成制度を拡充すること。また住宅修築資金の融資あっせん制度を改善すること。
452. 防火水槽を都基準で完備し、地域のアンバランスをなくすこと。また公共施設の防火水槽を増設・拡充し、新規の民間建築物の地下にも建設するよう指導すること。
453. 地震予知施策の充実を国や都に要求すること。
454. 構造計算の専門家の配置など、建築確認事務を強化すること。
455. 阿佐谷・高円寺地域の防災まちづくり計画は住民の参加を促進し、住民本位で慎重にすすめること。
456. 高円寺・阿佐谷間の高架下通路は防災機能上確保されてきたものであり、現状を後退させないよう努力すること。
457. 感震ブレーカーの設置を推奨し、補助制度の周知強化、制度拡充を行うこと。
458. 区立施設のエレベーター閉じ込め防止対策をすすめること。
459. 区立施設エレベーターに備蓄ボックスを設置すること。

<水害対策>

460. 総合治水計画の策定に向け、水害地域における時間雨量と下水の溢水量の関係を調査し、必要な対策の規模を把握すること。審議会の発足など専門家と住民による議論や提言の場をつくること。
461. 多発地域の排水溝をグレーチング式のふたに交換すること。
462. 道路の透水性舗装と雨水マス設置を大幅かつ集中的に拡充すること。
463. 一般家屋に天水槽の設置や雨どいの雨水浸透対策にたいする助成を改善するなど、一般家屋の流出抑制を実施すること。
464. 国・都などの公共施設に雨水流出抑制の強化を要求すること。民間建築物の雨水流出抑制策の助成拡充を行うこと。
465. 警察や消防団とも協力して、多発地域の車両の通行規制を行うこと。
466. 多発地域の車両避難の際、駐車違反とならないよう、区から警察に理解を求めて、特別駐車証発行など対策を講じること。
467. 多発地域の建築物における逆流防止弁を周知し、設置を推進すること。
468. 集中豪雨が予想されるときは事前に、区民に対して水道の使用や排水の自粛等、防災無線など使い、協力を呼びかけること。
469. 各水害多発地域における下水の形状を把握する作業を開始すること。
470. 水害地域への雨水の集中を防ぐバイパス設置など検討すること。
471. 東京都などへ応援も要請し、水害被災地域の消毒や清掃等を速やかに行うこと。
472. 水害で使用出来なくなったカーペット等の家具類や粗大ごみについて、申し出があれば区が引き取り処分すること。
473. 被害を受けた事業者や住民に対し、融資などの特別な措置をとること。

474. 排水ポンプを増設し、希望する地域に貸し出しをすること。

(まちづくり)

475. 京王線の立体化計画については、住民の意見要望を聞き、計画に反映すること。

476. 放射五号線建設は住民要求を東京都に守らせること。

477. 「荻窪駅周辺整備事業」は、地元住民の意見を十分に尊重し、拙速に進めないこと。

478. 補助131号道路の相互通行計画は西荻窪方面まで全面整備されるまでは一方通行を維持すること。

479. 補助132号道路は整備計画を中止し、都に計画廃止を求めるここと。

480. 優先都市計画道路は関係住民の参加と意向を反映して一方的に行なわないこと。

481. 監視ビデオカメラの使用が人権侵害にならないよう厳しい基準等を設け、厳守すること。

482. 公私道のバリアフリー（階段の安全対策等）を促進すること。

483. 西荻窪駅周辺に公衆便所を設置すること。

484. 下井草駅周辺の旧早稲田通りの歩道の段差をなくし、安全に歩行できるよう都に申し入れること。

485. 住宅街や生活道路への通過交通の流入防止対策を強化すること。

486. 中杉通りの街路樹下の空地の植栽を都に求め、雨水マスの定期清掃を行うこと。

487. 中杉通りなどパーキングメーターの廃止と歩道の拡幅を行うこと。

488. 狹あい道路解消のため、助成制度を一層改善すること。

489. 公共溝渠の境界査定を促進し、用途のない個所は適切に処分すること。

490. 国有私道を区に無償移管させるよう国に要求すること。

491. 中高層建築紛争防止条例の精神に基づき、住民合意を前提にし、斡旋・調停を形がい化させないこと。

492. 私道整備助成費を拡充し、担当職員を加配すること。

493. 気象庁高円寺住宅跡地については、馬橋公園の防災機能拡充とともに福祉施設を求める住民の要求にも耳を傾け、十分に検討し、結論を出すこと。

(駅のバリアフリー・安全対策)

494. 鉄道事業者・関係機関に、バリアフリー（エレベーター設置等）のとりくみ強化を求めるここと。

① 京王線浜田山駅南口の開設を推進すること。

② 西武鉄道に次のことを申し入れること。

- ・ 区内西武鉄道は全線地下方式化すること。
- ・ 上井草駅に南北自由通路か上下のホームをつなぐ跨線橋をつくること。上りホームにトイレを設置すること。

③ J R 荻窪駅の南北を自由に行き来できる通路を設置し、西口にエスカレーターを設置すること。

495. 各駅ホームにホームドアを設置し、転落防止の強化を緊急に求めるここと。

496. 各駅ホームに内方線つき点字ブロックを設置すること。

497. 誘導用の点字ブロックをホーム中央へと設置するよう鉄道事業者に指導すること。また、その際は視覚障がい者団体や当事者から点字ブロック設置方法について充分なヒアリングを行うこと。

498. ホーム安全要員の常時配置を各社に求めること。
499. ホームからの転落の避難場所・ハシゴなど設置するよう求めること。
500. JR、私鉄、地下鉄の事業者が発生させる日照、電波障害、振動、騒音対策を要求し、改善をはかること。
501. 地下鉄・丸の内線全線のワンマン化を中止するよう東京メトロに求めること。

(自転車対策)

502. 自転車駐車場使用料は、学生・高齢者は半額とすること。駐輪場はすべて短時間無料にすること。
503. JR、私鉄に自転車対策へのいっそうの協力と負担を求めること。
504. 銀行、大型店舗などに自転車対策への協力と負担をさせること。
505. 放置自転車の多い駅には、整理員の増配置と時間の延長、駐輪場の増設など、対策を強化し、歩行者の安全をはかること。
506. 商店街に駐輪場設置の支援を区として行うこと。
507. 自転車の安全対策についての啓発を強化すること。
508. 共同住宅新築の際の、駐輪場の確保を強く指導すること。
509. (仮称) 杉並自転車ネットワーク計画の策定について
 - ① 駅周辺だけでなく地域から寄せられた意見やパブリックコメントを参考にし、対象路線として検討に加えること。
 - ② 自転車と歩行者が混在する区内の緑道や河川沿いの歩道も対象路線として検討すること。
 - ③ 区内の国道や都道の自転車レーンの路面標示を整備する際には、国や東京都からの助成をするよう求めること。

(みどり、公園)

510. 保護樹林・樹木・生け垣の指定基準の緩和と助成の増額をはかること。
511. 緑被率・緑地率の少ない地域に対する特別対策を実施し、公園、グリーンポケットなどを積極的に設置すること。
512. みどりの所有者が適正な管理ができるよう支援を強化すること。
513. 国・公有地、大企業所有地の緑化を推進すること。
514. 公園増設、とりわけ少ないとところの設置を急ぐこと。
515. 公園における煮炊きなどディキャンプの通年化、利用施設の拡大をはかること。
516. 公衆・公園トイレに洋式便器、多機能トイレを設置すること、水洗の水量を適量とし、清掃回数を増やすこと。
517. 公園の清掃や設備の改修など、維持管理につとめること。
518. 生物多様性の確保に努めるべく、計画的にビオトープを公園内に設置していくこと。
519. 和田堀公園における河川改修について東京都との連携を図り、環境破壊を最小限にとどめること。環境及び工法にかかる専門家による改修工事の検証を東京都に要請すること。
520. 久我山東原公園、向井公園を、2016年8月1日以前の状態に戻すこと。代替公園を確保し、当該公園に設置されていたボールネット等を設置すること。
521. 児童遊園を含め、区立公園を減らさないこと。

(コミュニティバス・公共交通)

- 522. 杉並区北部地域を循環するバス路線を通すこと。
- 523. 「すぎ丸」の杉並高校前バス停を復活させること。
- 524. 区内のバス停に椅子、及び雨避けを設置するよう事業者に求めること。

5. 環境対策を拡充し、持続可能な社会の構築を

(環境・エネルギー)

- 525. 区民への生物多様性確保に関する啓発を強化すること。
- 526. 区内の希少動植物の保護や生物の生息環境を守ること。
- 527. 杉並区が発行する「自然観察ガイドブック」や「杉並区の注目動物」などの区内の自然を紹介した発行物について、増刷・刷新し区民への普及につとめること。
- 528. 再生可能エネルギー施策を拡充・推進すること。
- 529. 環境負荷の少ない太陽光発電機器等の設置助成を拡充すること。
- 530. 街路灯のLED照明化を促進すること。
- 531. 2015年に安倍政権が発表した温室効果ガス削減目標（2030年度で13年度比26%減）は国の長期目標「温室効果ガス2050年80%削減のためのビジョン」に照らしてきわめて不十分なものであり、国に対して削減目標の再検討を求める。また、杉並区として温室効果ガス削減目標を国の長期目標に見合うように設定し実現に向け努力すること。

(放射能対策)

- 532. 放射線測定機を購入し、区民から要望のある場所での測定や貸し出しを行い、不安解消に努めること。

(公害対策)

- 533. 幹線道路の振動、騒音、大気汚染、また水質汚染など定点測定箇所を増やすこと。
- 534. 環八井荻トンネルの公害対策を強化すること。
- 535. 公害防止対策で次の点をそれぞれの関係機関にはたらきかけること。
 - ① 排ガス規制の完全実施をはかること。
 - ② 幹線道路の重量、スピード制限の強化をはかること。
 - ③ 幹線道路の路面補修費を増額すること。
 - ④ 幹線道路沿道の緑化の促進と歩道街路照明の設置をはかること。
- 536. 大気汚染測定器をデジタル機器に更新し、環境活動推進センターに配置すること。
- 537. アスベスト対策を強化すること。区内の公営住宅にアスベストが使用されているか調査するよう、国や都に要請すること。

(清掃・リサイクル)

- 538. 「拡大生産者責任の明確化」により、大企業の適正な負担を国に求めること。
- 539. 個別収集にあたって十分な職員を配置すること。

540. 清掃事業は民間委託しないこと。
541. 廃プラのサーマルリサイクルは中止すること、環境調査を徹底すること。
542. 杉並中継所の跡地活用については住民の意向を尊重すること。
543. ゴミの不法投棄常習箇所を監視し改善すること。
544. ゴミの多品種分別収集を全地域で早期におこなうよう徹底し、再資源化をはかり、大幅減量を達成するしくみを早期につくること。
545. プラスチックごみの分別方法について区民に周知徹底すること。
546. いわゆる有害ゴミ廃棄物を別途収集できる体制をつくること。
547. ビンやトレイなど省資源・リサイクル活動の品目を拡大し、助成をはかること。
548. リサイクル活動に商店会、事業者の協力を強く求めること。
549. リサイクルグループ活動の助成を拡充すること。台車の貸し出しは要望によってはリヤカーにすること。
550. 資源回収業者への援助策を強化すること。
551. 資源回収コンテナの種類分けやゴミ集積所の標識内容が視覚障がい者や外国人にもわかるようにすること。
552. 幹線道路など街路樹の落ち葉専用の無料となるごみ袋を事前に配布すること。
553. 黄色いカラスネット・折りたたみ式ごみ収集ボックスを要望に応じて支給すること。
554. 資源の不法回収がおきないよう指導すること。

6. 子どもの人権をまもり、行き届いた教育を

(教育一般)

555. 国連人権規約にもとづいて高校・大学等の授業料無償化をすすめるよう国に求めること。また、給付型奨学金制度の拡充を国に求めると共に、区独自でも実施すること。
556. 03年11月4日の「日の丸・君が代」に関する通達は撤回すること。
557. 不当な教科書検定制度をやめるよう国に要請すること。区立小中学校の教科用図書の選択は、学校・教師の意見を尊重すること。
558. 義務教育費の国庫負担を拡充するよう国に求めること。
559. 教育委員の公選制復活を国に要求すること。
560. 子どもの権利条約を普及徹底し、施策の具体化をはかること。
561. 30人程度学級を単級や中学校にも拡大すること。区費教諭を充てる際、それに伴って他の区職員を減らさないこと。
562. 施設一体型小中一貫校の導入は行わないこと。また、小中一貫教育は、子ども達や教職員の負担が増大し、取り組みの有効性が見えないという声が上がっており、再検討すること。
563. 新学習指導要領に基づく愛国心教育や、「人材育成」のための教育を現場に押し付けるのではなく、教員の自主性を尊重すること。
564. 就学援助の支給基準を当面生活保護基準の一・五倍以内に引き上げ、認定方法の簡素化、補助品目の拡大をおこなうこと。
565. 入学準備金は、文科省の「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について」の通知に基づき増額し、要保護世帯だけでなく準用保護世帯についても入学前の支給に改めること。

566. 義務教育費無償の原則を貫き、教育費の父母負担軽減をはかること。卒業アルバム、修学旅行、移動教室、鑑賞教室など補助すること。
567. 中学校の部活動は予算の学校割り当てを止め、実態、要望に応えたものにすること。
568. 中学校部活動指導員への手当を増額し、用具などを支給すること。
569. 卒・入学式での男子優先は止めること。
570. 学校運営費を拡充すること。
571. 南伊豆健康学園の代替施策については、関係者や卒業生などの意見をよく聞き、改善・発展をさせること。
572. 学校と警察との相互連絡制度の協定は撤回すること。
573. 小中学校の一斉学力テストを廃止すること。また、結果の公表は今後も行わないこと。
574. 体力テストについては、悉皆ではなく抽出調査とし、低学年は対象から外すこと。また、アンケートも中・高学年のみとするなど、改善を図ること。
575. 中学生のレスキュー隊は強制しないこと。
576. 不登校児学級には教科教員を配置するよう国・都に求めること。
577. 学校図書の購入は区内業者を優先すること。
578. 小児生活習慣病予防検診は、対象児に継続的な指導が可能となるよう検討すること。
579. スキー教室は学校の計画にそって実施できるように支援すること。医師派遣の体制をとるとともに地元の病院との連携体制を確立すること。
580. 通学路の安全対策を強化すること。

(特別支援教育)

581. 特別支援学級を増やし、施設の充実を図ること。
582. 都に公私立の小中学校の30人学級実現と、一クラス35人を超える学級は補助教員をつけるよう要求すること。当面、区独自でも実態に応じて実施すること。
583. 済美養護学校に関して、
 - ① 教室3分割などの劣悪な教育環境を、近隣の公的施設を活用しただちに改善すること。
 - ② 備品の配置予算は区内小中学校と同じ扱いにし、すみやかに配置すること。
 - ③ 重度・重複学級の職員配置では対応が困難であり、実態にあわせて増員すること。
 - ④ スクールバスを増発するなど過密問題の対策を行うこと。
584. 養護学校プールを夏休みに障がい児グループに開放すること。障がい児のための水泳教室を実施すること。
585. 中学校の知的障がい児学級を増設すること。
586. 通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童、生徒の対策として専門家の巡回や教員の加配など支援を行うこと。
587. 特別支援学級が併設されている学校のトイレをバリアフリー化すること。
588. 特別支援教室の導入は、プレールームの確保や教職員配置など、現在の拠点校で行われているような十分な施設整備と職員配置が各校へ可能となるまで凍結すること。
589. 今後、特別支援教室の導入にあたっては、拠点校は3校に1校とし、これまで通りの通級による指導を認めるような柔軟な措置をとること。
590. 巡回指導にあたる教職員へは、現場に即した交通費の支給や電動自転車の購入など移動のため

の予算を拡充すること。

591. 特別支援学級の介助員の配置基準を見直し、全学級に配置し、待遇を改善すること。

(学校施設整備)

592. 小中学校の特別教室にクーラーを早期に設置すること。
593. 全小中学校の教室にテレビを設置すること。
594. 改築校の設計については、現場の意見を尊重すること。
595. 学校施設の総点検を行い、施設整備の促進をはかること。特にプール、グランド、雨もり校舎、暗い照明などの改修を早めること。また、臭いトイレ、教室の床のささくれなど、細やかな要求に応じた学校予算の増額を行うこと。
596. 校庭の芝生化は地域の要求に応じて行うべきであり、押し付けないこと。
597. 新泉小の跡地活用については、私立高校への貸与を止め地域活用を進めること。
598. 小中学校のプールのシャワーを温水化すること。
599. 学校プールは改築にともなって温水化し、地域住民が通年利用できるようにすること。
600. 小学校において、男女別に着替えができるように、各教室にカーテンを設置するなどの必要な措置をとること。
601. 男女別教職員更衣室の未設置校への設置、温水シャワー化、洗面所のないところは設けること。
602. 教職員の「休養室」をすべての職場に設置すること。
603. 学校体育館のバスケットゴールの手動操作は電動にすること。

(学校給食)

604. 栄養士の区費嘱託採用を正規職員にし、病欠等の代替を確保すること。なお、和泉学園に関しては、小中それぞれ一人ずつ栄養士を配置すること。
605. 学校給食の民間委託校は元にもどし、新たな民間委託は行わないこと。
606. 学校給食正規調理員のパート化をやめ、正規職員を増員すること。
607. 調理師の配置基準は、教員の人数も加え、実際に作っている食数で配置すること。
608. 給食室内の施設・設備の充実をはかり、保守点検を促進すること。(熱風消毒保管庫、食器洗浄機、ワゴン、シンク、オーブン、炊飯器等)
609. 給食室の改修を促進し、ドライシステムの導入をはかり、給食室に前室がない学校は早急に設けること。
610. 学校ごとに食材料の購入費への助成を行うこと。
611. 食材アレルギー対策を強化すること。
612. 和食献立の増加に伴い、早急に飯碗を全校に配布すること。同時に飯碗導入に不可欠な熱風消毒保管庫を整備すること。
613. ランチルーム設置の拡充をはかること。
614. 学校給食に遺伝子組みかえ食品を使用しないこと。
615. 学校給食の食材仕入れについては、可能な限り国内産とし、区内業者優先をつらぬくこと。
616. 学校給食の産地公表については、区教委に職員を加配し、現場の事務量の軽減を図ること。
617. 食器については現場職員から聞き取り、必要に応じて購入費を増額すること。

(教職員)

- 618. 教員の異動を機械的に3年で行なわないこと。異動は通勤時間を十分考慮して行なうこと。
- 619. 教職員の健康診断は全員が受診できる具体的な条件を整備すること。
- 620. フレッシュ補助教員を全小中学校に配置すること。学習支援員を学校規模や児童の実態に応じて増員できるようにすること。
- 621. より充実した学習、生活指導ができるよう、都や国に対し、教職員定数増を強く要請すること。
- 622. 教職員の健康を守るため、「労働安全衛生法」にもとづいた職場になるよう早急に対処すること。
- 623. 教員の多忙化解消のために、区費教員を必要に応じて全校に配置すると共に、雇用条件を都採用と同等となるよう保証すること。
- 624. 区費事務職員の削減をしないこと。
- 625. 養護教諭の複数配置を都や国に求めること。また初任者に対しては研修などを十分に保証できるよう補充の予算を計上すること。
- 626. 非常勤職員、再任用の職員が無理なく働き、力を発揮できるよう、仕事や持ち時数については、本人と相談し、慎重に対応するよう管理職に働きかけること。また、異動については、本人の希望を十分に尊重すること。
- 627. 学校警備は正規の職員により継続し削減しないこと。
- 628. 用務主事は正規職員の配置を増やしていくこと。
- 629. 教職員組合の事務所の確保など、組合活動を保障すること。
- 630. 済美教育センターの相談業務等を増員するなど事業の質を確保するとともに、職員の待遇改善を行うこと。
- 631. 学童擁護主事は正規の職員を配置すること。
- 632. プール指導の補助員配置は制限をなくし、実態にそったものとし、安全対策を強化すること。
- 633. 教職員の出退勤時間、残業時間、休日出勤時間の把握をＩＣカードや出退勤簿などで行うこと。

(子供園、私立幼稚園)

- 634. 子供園化された園は元の区立幼稚園に戻すこと。
- 635. 子供園に、保育士と同様に幼稚園教員も増員し、体制を厚くすること。
- 636. 子供園に常勤の事務を配置すること。少なくとも3～4日勤務程度の嘱託事務を配置すること。
- 637. 私立幼稚園と園児にたいする助成の充実をはかること。
- 638. 子供園の長時間枠が充足しない場合、当面、短時間枠の推薦漏れ児童に振り分けること。
- 639. 私立幼稚園の父母負担軽減補助の所得制限を撤廃することを基本とし制限強化をしないこと。
- 640. 子供園の長時間枠を利用する児童について、保育所保育指針に基づいた保育を提供すること。
- 641. 老朽化した子供園の園舎は早期に改修すると共に、湯沸かし器設置等設備の充実を図ること。

7. 文化・スポーツを区民の手に

(図書館)

- 642. 区立図書館窓口の民間委託はやめること。
- 643. 区立図書館の指定管理者制度導入は中止すること。
- 644. 区立図書館の「知の集積」機能と発信機能を強化すべく、司書資格を有する専門家した区職員

を配置すること。

- 645. 和田堀地域に図書館を早期に建設し、14館構想を実現すること。
- 646. 図書館図書購入費の増額など図書費の充実をはかること、購入にあたっては区内業者を優先すること。
- 647. すべての図書館にエレベーターを設置すること。
- 648. 委託図書館の職員の待遇改善をはかること。
- 649. 中央図書館の改築においては、区が開催したワークショップでの議論を重視すると共に、より細やかで、かつ大胆な中央図書館機能の拡充を図るべく、区と区民、関係団体や専門家による協議体を設置し、具体的な改築の提言をうけること。

(文化)

- 650. 無形文化財保護助成の拡大と後継者の育成をはかること。
- 651. 玉川上水に文化財史跡指定としての表示板を早急に設置すること。
- 652. 遺跡や石仏などの保護につとめ、掲示板を設置すること。
- 653. 埋蔵文化財調査の体制の強化をはかること。
- 654. 杉並区にゆかりのある文化財や文学資料を収集し、ゆかりのあった文化人の住居、居住跡に標識柱を設置すること。
- 655. 杉並区立郷土博物館発行の「杉並の地形・地質と水環境のうつりかわり」を普及すること。
- 656. 区内諸文化団体への支援を強化すること。
- 657. 柏の宮公園の茶室内には、問題のある構造物（柱・壁等）があるため、専門家の意見を踏まえ改修すること。

(スポーツ)

- 658. スポーツ振興審議会を設置すること。
- 659. スポーツ文化育成に区が責任を持つため、区立体育館は区直営とすること。
- 660. 民間委託された体育館については利用者の声を区が聞きとり、事業者に指導あるいは支援し、施設及び施策を改善すること。
- 661. 区内の企業・官庁スポーツ施設の区民開放を促進すること。
- 662. 都立和田堀公園区営野球場へナイター設備を設置すること。
- 663. 都立和田堀公園の「和田堀競技場」にナイター設備を設置するよう都に求めること。
- 664. 日本の伝統的武道（スポーツ）「薙刀」「弓道」などについても支援強化すること。
- 665. 四百メートルトラックを含むスポーツ施設を実現すること。
- 666. スケートボードの練習場をつくること。公園などにバスケットゴールを増設すること。
- 667. 区民に貸し出しているキャンプ用具を更新し、貸し出し制度の普及をはかること。
- 668. 子ども団体のレクリエーションバスの補助を行うこと。
- 669. 障がい者のスポーツ振興のため、区主催の障がい者スポーツ大会を行うこと。

以上